

飯塚市立小学校総合的な学習の時間体験活動費補助金交付要綱(平成25年飯塚市告示第117号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月22日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市立小学校総合的な学習の時間体験活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(補助事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、総合的な学習の時間において宿泊を伴う体験活動を行う場合に、<u>県内</u>に存する有料の公共施設を使用する事業とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助事業)</p> <p>第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、総合的な学習の時間において宿泊を伴う体験活動を行う場合に、<u>市内</u>に存する有料の公共施設を使用する事業とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市立小学校総合的な学習の時間体験活動費補助金交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用する。